

沼生中第18号
令和5年8月22日

弁明書

沼津市長 頼重 秀一 様
(生活環境部環境政策課)

沼津市長 頼重 秀一
(生活環境部新中間処理施設整備室)

審査請求人 浅羽 愛他3名(以下「審査請求人」という。)が、令和5年8月3日に提起した沼津市情報公開条例(以下「条例」という。)第9条第1項の規定による公文書部分開示決定処分に係る審査請求につき、不開示とした理由を次のとおり説明します。

1 審査請求の理由に対する認否

審査請求書に記載された審査請求の理由について否認する。

2 処分の内容

(1) 審査請求人は、令和5年6月26日、沼津市長 頼重 秀一に対し、条例第4条第1項の規定により次の公文書の開示請求を行った。

①沼津市と清水町との打合せ記録(メモを含む全ての記録)(添付資料を含む)平成26年1月28日(火)10:05~11:00(以下「請求①」という。)

②井原沼津副市長と落合副町長との協議記録(メモを含む全ての記録)(添付資料を含む)平成26年2月4日(火)10:00~10:35(以下「請求②」という。)

③沼津市と清水町との協議記録(メモなど全ての添付資料を含む)(近い日に行われた記録を含む)平成26年2月28日(金)15:00~16:00(以下「請求③」という。)

(2) 沼津市は、請求①から請求③までに対し、次の決定を行った。

請求①:「沼津市と清水町との打合せ記録(メモを含む全ての記録)(添付資料を含む)平成26年1月28日(火)10:05~11:00」を特定し、その全部を開示する決定を行った。

請求③:「沼津市と清水町との協議記録(メモなど全ての添付資料を含む)(近い日に行われた記録を含む)平成26年2月28日(金)15:00~16:00」を特定し、その全部を開示する決定を行った。

請求②: 文書が存在しないため、不開示決定を行った。

3 請求②に対する決定の背景

請求②について、審査請求人が求めているものは、平成26年2月4日(火)に行われたとされる新中間処理施設整備に関する井原沼津市副市長と落合清水町副町長との協議記録である。

(1) 沼津市が作成した協議記録の確認

沼津市と清水町との間で当該協議が行われた事実について、井原沼津市副市長及び随行者の行動記録が不存在であり、また、当時の所管課に在籍していた担当職員に確認したが、その事実は確認することができなかった。

当該協議が行われ、協議記録を作成していたと仮定し、沼津市中間処理施設整備事業に係る清水町との協議記録を保管するファイルを紙媒体及び電子データについて全て探索したが、存在しなかった。

(2) 協議記録の提供を受けた事実の確認

清水町が協議記録を作成し、沼津市が提供を受けたと仮定し文書の探索を行った。

通常、外部から文書を収受した場合、沼津市文書管理規程に基づき受付処理され、沼津市中間処理施設整備事業に係る清水町との協議記録を保管するファイルに保存される。保存文書について、保管するファイルを全て探索したが、収受記録も含め存在しなかった。また、電子データで提供されたことも想定し、共有フォルダ内を探索したが存在しなかった。

(1)及び(2)の確認のとおり、不開示決定とした原処分に違法、不当な点はない。